

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 若年者向け消費者教育強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111 (内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 560 千円 (前年度予算額：720 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 720 | 360 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 360 |
| 要求額 | 560 | 280 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 280 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のため消費者教育の推進が喫緊の課題となっている。

(2) 事業内容

中高生向け出前講座

- ・中学校・高等学校等に弁護士等法律の専門家を派遣して出前講座を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

地域と一体となって、消費者被害の未然防止を図り、安心してくらせる地域をつくるため、県がその主体的役割を果たすことが重要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|---------------|
| 報償費 | 390 | 講師謝金 |
| 旅費 | 163 | 講師費用弁償、研修参加旅費 |
| 負担金 | 7 | 研修参加費 |
| 合計 | 560 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者庁・文部科学省・法務省・金融庁が策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を受けて、国及び他県でも同様の事業を実施

(3) 後年度の財政負担

- ・事業の継続等について必要な検討を実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・若年者の消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる地域をつくるため、県が主体となって事業を実施することが重要である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のため消費者教育の推進が喫緊の課題となっている。弁護士等の外部人材を活用して、学校での消費者教育を充実させる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | 現在値 (前々年度末時点) | 目標 | 達成率 |
|-------------------------------|-------|-----------------|------------------|----------------|-------|
| 消費生活に関する講座の小・中・高・大学生の参加者数(累計) | | 3,132人 (H30) | 4,971人 (R1) | 18,000 (R6) | 27.6% |

○指標を設定することができない場合の理由

| |
|--|
| |
|--|

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

成年年齢引き下げを見据え、法律の専門家による出前講座を中学・高校で実施した。

（前年度の成果）

法律の専門家による出前講座を実施することで、中学生・高校生に対し消費者トラブルに巻き込まれないための知識を身につけてもらうことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者の消費者被害防止のため消費者教育を推進する必要がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 法律の専門家による出前講座については、当初の想定より多く実施希望が寄せられ、中高生に対し、消費者教育の推進を図ることができた。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) △ | 出前講座の内容について、講師となる弁護士等と連携し、より若年者に分かりやすい内容にしていく必要がある。 |

(今後の課題)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 成年年齢引き下げを前に、若年者向け消費者教育を推進していくことが喫緊の課題である。 |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 若年者の消費者被害防止のため、教育委員会や法律の専門家と協同しながら消費者教育に取り組んでいく。 |
|---|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|--|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など | |